

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	五島市予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五島市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

五島市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。 番号法においては、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を活用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
接種対象者情報ファイル、接種履歴情報ファイル、接種除外情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	五島市福祉保健部国保健康政策課
②所属長の役職名	国保健康政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県五島市 福祉保健部国保健康政策課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	五島市健康政策課	五島市市民生活部国保健康政策課	事前	
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①所属長	健康政策課長 出口法隆	国保健康政策課長 出口 法隆	事前	
平成29年6月15日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570長崎県五島市福江町1番1号 問合せ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501長崎県五島市福江町1番1号 問合せ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570長崎県五島市福江町1番1号 問合せ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501長崎県五島市福江町1番1号 問合せ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	II-2..対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事前	
平成29年6月15日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事前	
平成30年5月22日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①所属長	国保健康政策課長 出口 法隆	国保健康政策課長 川上 敏宏	事前	
平成30年5月22日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501長崎県五島市福江町1番1号 問合せ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 市民生活部国保健康政策課 〒853-0064長崎県五島市三尾野一丁目7 番1号 問い合わせ先電話番号 0959-74-5831	事前	
平成30年5月22日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501長崎県五島市福江町1番1号 問合せ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
令和3年2月12日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②部署	五島市市民生活部国保健康政策課	五島市福祉保健部国保健康政策課	事前	
令和3年2月12日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	長崎県五島市 市民生活部国保健康政策課 〒853-0064長崎県五島市三尾野一丁目7 番1号 問い合わせ先電話番号 0959-74-5831	長崎県五島市 福祉保健部国保健康政策課 〒853-0064長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
令和3年2月12日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年6月1日時点	令和2年12月31日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月12日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和2年12月31日時点	事前	
令和3年6月1日	I-5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保健康政策課長 川上 敏宏	国保健康政策課長	事前	
令和3年12月10日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。</p> <p>番号法においては、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を活用する。</p>	<p>予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。</p> <p>番号法においては、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を活用する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事前	
令和3年12月10日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年12月10日	I-3.個人番号の利用	番号法(第9条第1項)別表第一 項番10	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(第9条第1項)別表第一 項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事前	
令和4年8月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	事後	
令和4年8月1日	I-3.個人番号の利用	・番号法(第9条第1項)別表第一 項番10	・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法)	事後	
令和4年8月1日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法(第19条第7号) 別表第二 項番17、18、19	<p>【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒853-0064 長崎県五島市福江町1番1号	〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号	事後	
令和4年8月1日	I-8. 特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503	事後	
令和4年8月1日	II-1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年8月1日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年8月1日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年7月21日	II-1	令和2年12月31日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年7月21日	II-2	令和2年12月31日時点	令和5年6月30日時点	事後	